

大磯町第四次総合計画 中期基本計画の策定に向けて

まちづくりアンケート調査にご協力を

町では、2011年度（平成23年度）から始まる第四次総合計画中期基本計画の策定作業を始めました。そこで、町民の皆さんが日ごろ考えていることや、まちづくりについてのご意見等を伺い、総合計画など町の将来計画づくりの基礎資料として利用するため、アンケート調査を実施します。

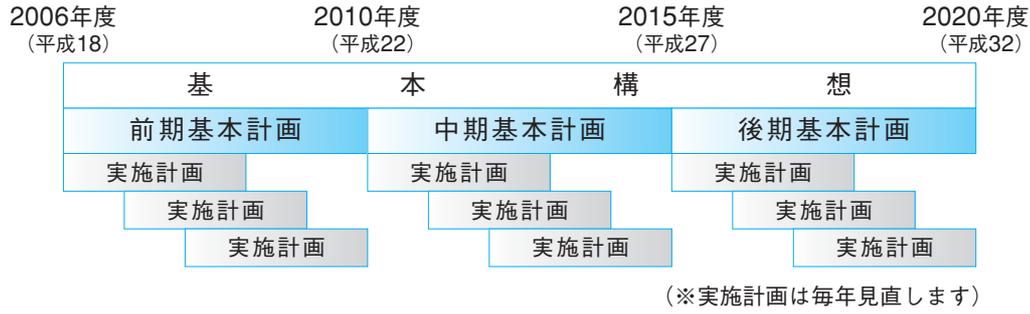
アンケート調査は、町内在住の20歳以上の方から無作為に抽出した千五百人の町民の方にアンケート用紙を送付しますので、ご協力をお願いします。

▼実施期間
平成20年8月1日（金）から25日（月）

◎問い合わせ・提出先
企画室企画政策班
☎内線205

大磯町第四次総合計画の計画期間

※大磯町第四次総合計画は、2006年度（平成18年度）から15年間を見通し、2020年度（平成32年度）を目標年次とする計画となっています。



・総合計画とは

と、町民のめざすべき将来の姿と、それを実現するために必要となる諸施策の指針を定めるものです。

また、将来像から事業への実現移行をあらわす次の3段階で構成されます。

①基本構想
まちづくりの目標である将来都市像を示し、それを実現するための基本的な方向性（施策の大綱）などを示したものです。

②基本計画
基本構想を実現するため、基本的な施策や事業を体系的に示すとともに、重点的に取り組むべき事業や、施策・事業の推進のための行財政運営のあり方などを示したものです。

③実施計画
基本計画で示した施策や事業を実際に行うための具体的な計画です。

住宅熱損失防止（省エネ）改修に伴う

固定資産税の減額

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行った既存住宅の省エネ改修工事で、次の要件に該当する場合は、申告でその住宅の翌年度分の固定資産税が減額されます。

額（翌年度分に限り）
※人の居住の用に供する部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上

一 減額を受けられる要件

次の要件をすべて満たす工事であること

① 家屋の要件

平成20年1月1日以前から存在する住宅であること（賃貸住宅を除く）

② 省エネ改修工事の要件

- 次のアからエまでの工事のうち、アを含む工事であること（外気等と接するものの工事に限る）
- ア 窓の改修工事
- イ 床の断熱改修工事
- ウ 天井の断熱改修工事
- エ 壁の断熱改修工事
- 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること
- 省エネ改修工事に要する費用が30万円以上であること

三 申告の方法

改修後3か月以内に「住宅熱損失（省エネ）改修に係る固定資産税減額申告書」及び必要書類を添付して税務課資産税班へ申告してください。

四 必要書類

- ① 領収書及び工事内訳書
※省エネ改修に要した費用が30万円以上であることが確認できる書類
- ② 熱損失防止改修工事証明書
※登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成した証明書

★新築住宅に対する減額措置又は耐震改修に対する減額措置の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられません。

二 減額の対象

1戸当たり120平方メートル相当分までの固定資産税を3分の1減

◎問い合わせ 税務課資産税班
☎内線255・256